平成２９年（フ）第２５５号
静岡県浜松市北区三方原町2103番地の６　ドミール三方原102、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀1769番地の９
債務者　山田　和泉（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７２０号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜会館518号室
債務者　加藤満利右
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２６号
東京都東久留米市上の原１丁目２番９―409号
債務者　渡部　慶子
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８５４号
東京都羽村市川崎４丁目８番21号ウエストＢ202
債務者　田島　弘子
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６２号
栃木県佐野市大橋町1021番地９　ヴィオラＡ201、前住所埼玉県加須市鴻茎６番地１
債務者　石井　敏也
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６３号
栃木県佐野市大橋町1021番地９　ヴィオラＡ201、前住所埼玉県加須市久下２丁目44番地１　ディアスＣ101号室
債務者　石井　佳代
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１４７０号
神奈川県高座郡寒川町田端829番地２　ポワッソン201
債務者　中武　昌彦
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２２号
横浜市南区弘明寺町字北ノ前77番地１　Ｏ１ｉｖｅ弘明寺101
債務者　市川　汐里（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５４号
横浜市南区永田山王台34番23―206号
債務者　正　　菊代
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７１４号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番７―811号
債務者　伊藤　幸子
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７２１号
横浜市泉区上飯田町944番地　エクレールＡ202号
債務者　神　　明美（旧姓赤畠）
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４８号
横浜市中区寿町２丁目８番地８　ホテル山榮615号室
債務者　辻　　正憲
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６５号
神奈川県藤沢市遠藤690番地の３　羽根沢１―506
債務者　剣持　深雪
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８４号
横浜市鶴見区佃野町６番20号
債務者　武田光浩こと　朴　　光浩
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８９号
神奈川県大和市桜森３丁目13番17号　メゾン中喜102
債務者　青山　由紀
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部